

浪江駅西側地区共創会議および浪江国際研究学園都市タウンセンター西街区整備に関するQ&A

*概要資料…「浪江国際研究学園都市タウンセンター西街区(浪江駅西側地区)整備事業について」

令和8年4月時点

項目	Q	A	概要資料* 関連頁
1.1	会則関係 共創会議に入会するにはどうすればよいか？	・浪江町ホームページに掲載の所定様式「入会申込書」をメールまたはWEBフォームによりご提出いただくことで誰でも会員とすることができます。 ・会員情報の共有のため、入会後は速やかに「自己紹介シート」を作成いただきます。	
1.2	会則関係 入会できる業種の制限や、入会単位(個人・法人等)の制限はあるか？	・ありません。業種をはじめ、個人か法人かの単位も問いません。	
1.3	会則関係 法人の場合、共創会議の参加者の役職等の指定はあるか？	・ありません。役職等に関わらず、誰でも参加可能です。 ・なお、会議が効果的、かつ、効率的に運営されるよう、各法人・団体において参加者の人選をしていただくよう、ご協力をお願いします。	
1.4	会則関係 1法人・団体から共創会議に参加できる人数に制限はあるか？	・各法人・団体から複数人参加いただくことが可能です。 ・ただし、会場定員の制限等から、必要に応じて1法人・団体からの参加人数を制限させていただく場合や、参加者登録いただいた後に出席者数を調整させていただく場合があります。	
1.5	会則関係 法人・団体に属しても、個人で入会申込することは可能か？	・特段の事情によっては可能です。(例:新規事業の立ち上げ等により独立を予定している法人の職員など)	
1.6	会則関係 町民と事業者を同じ枠組みで参画させる理由は？	・町民には地区の可能性やどんな事業が起こるかのイメージを持っていただき、事業者には地元住民の願いや想いに直接触れていただくのがねらいです。	
1.7	会則関係 会費の負担はあるか？	・入会費、年会費等は発生しません。 ・会議参加のための交通費、交流会参加のための軽食代等は各自の負担になります。	
1.8	会則関係 共創会議の参加に要する旅費や人件費について、町で負担してもらえるか？	・原則、旅費、人件費とも各自でご負担ください。 ・町が招聘した専門家については、町が旅費、謝金を負担することがあります。	
1.9	会則関係 会議の開催地は浪江町か？	・浪江町での開催を主とします。 ・なお、想定参加者の利便性等を考慮して、仙台市、東京都などでの開催することも検討します。	
1.10	会則関係 会議の開催曜日は平日か？	・開催趣旨により事業者中心の会は平日、住民中心の会は土日祝に開催します。	
1.11	会則関係 WEBでの会議参加は可能か？	・WEBでの会議参加は可能です。 ・なお、通信機器設備の制約がある場合、WEB参加が困難な会議内容の場合などは、参加方法をリアルのみで制限することがあります。	
1.12	会則関係 知的財産と情報管理について、会則の規定では緩すぎるのではないか？	・当面、会則に基づいて運用し、問題発生が予見された場合や問題が顕在化した場合には、守秘義務に関するルール強化を検討します。	
1.13	会則関係 共創会議を退会するにはどうすればよいか？	・浪江町市街地整備課あてにメールで退会希望をお申出ください。	
1.14	会則関係 共創会議の「共創」の定義は？	・浪江駅西側地区共創会議において、浪江町が目指す共創は、エフレイの立地や、浪江駅周辺の開発を機に、浪江町に関わる人/企業/団体が多様化・多層化することが想定されることから、これらの多様な人/企業/団体が互いの理解を深める場や機会を積極的に設けながら、新たな出会いや事業の創出を促進するもので、多様な主体が参画する有機的で緩やかに連携する共創プラットフォームの形成を目指します。	
1.15	会則関係 共創会議においては、浪江駅西側地区以外の取組を話し合うことは可能か？	・共創会議においては、当面、浪江駅西側地区を対象として話し合いを行います。話し合いの結果、取組の最適地が浪江町内の別の地区である場合は、別途、町において役員調整等を行い、方針を整理します。 ・最初から浪江駅西側地区以外を対象とした取組をお考えの場合には、別途の場で話し合いをさせていただきたいので、事前にご相談ください。	
1.16	会則関係 コミュニティ部会と基盤整備部会で会員の区別はあるか？	・ありません。	
1.17	会則関係 他の共創会議会員の情報を知るにはどうしたらよいか？	・入会者には、他の会員の自己紹介シートを閲覧できる共有リンクを事務局から送付しています。	
1.18	会則関係 町民として入会したいが、入会申込書の貢献できる分野や役割の設問に何を書いたら良いかわからない。	・普段の生活の中での困りごとや共創会議に関心を持った理由、当地区への期待などを自由に記載いただいて問題ありません。	
1.19	会則関係 普段から連携している事業者を共創会議に呼び込んでよいか？	・問題ありません。	
2.1	事業スキーム・事業者公募 浪江駅西側地区整備の事業スキーム、事業者選定方法は？	・浪江町が整備した敷地を民間事業者等に賃貸し、民間事業者等が借地敷地に建物建設、施設整備し、施設を運営する方法を想定しています。 ・町が土地を賃貸する事業者は、公募によって決定します。建物建設・施設整備は、町の事業ではなく、民間事業として実施していただくことを想定しています。(既存の公共施設を除き、建物等の上物に関して町からの工事発注や指定管理等はありません。)	P.28
2.2	事業スキーム・事業者公募 土地を分譲せず賃貸借する理由は？	・町が土地所有者として長期的なまちづくりに関与していくためです。	P.28
2.3	事業スキーム・事業者公募 本事業のどのような要素を公民連携まちづくりと捉えているのか？	・共創会議において事業者公募条件や基盤設計のすり合わせを行う点、まちづくりガイドラインの取組により地区全体の中長期的な価値向上を図る点を公民連携の要素と捉えています。	
2.4	事業スキーム・事業者公募 事業者選定公募にあたって共創会議参加は加点要素となるか？共創会議参加による事業者選定公募上の優遇措置等はあるか？	・ありません。	

	項目	Q	A	概要資料* 関連頁
2.5	事業スキーム・事業者公募	共創会議参加による事業者選定公募上のメリットは何か？	共創会議に参加するメリットは次のようなことが上げられます。 【コミュニティ部会】 ・事業者マッチングの機会 ・まちづくりガイドライン策定への関与 ・当地で活用可能な補助金等のインセンティブに関する情報提供 など 【基盤整備部会】 ・基盤整備設計に関して直接町への意見表明が可能(例:提案事業の必要区画面積、区画内の通り抜け道路の要望 等) ※設計に反映されることがありますが、共創会議で設計を決定するのではなく、浪江町が独自に決定しますので、その点は、誤解ないようにご注意ください。 ・公募条件に関して直接町への意見表明が可能 ※公募条件に反映されることがありますが、共創会議で公募条件を決定するのではなく、浪江町が独自に決定しますので、その点は、誤解ないようにご注意ください。	
2.6	事業スキーム・事業者公募	事業者選定公募の単位は地区全体一括か、分割されるのか？分割される場合には募集時期は同時か、段階的か？	・共創会議の話し合いを踏まえて募集単位を町が決定します。 ・現段階の想定としては、浪江駅西側地区を複数の募集単位に分割し、一括ではなく段階的に公募することを想定しています。	P.48
2.7	事業スキーム・事業者公募	事業者選定公募における契約手法、契約期間は？	・今後検討し、基盤整備部会で方向性をすり合わせていきます。	P.48
2.8	事業スキーム・事業者公募	事業者都合での賃貸借契約の途中終了、事業譲渡の条件は？	・現段階では想定していませんが、今後検討していきます。	
2.9	事業スキーム・事業者公募	町で共創を推進しているが、自社単独の提案でも問題ないか？	・問題ありません。	
2.10	事業スキーム・事業者公募	アイデアだけ取られて公募に落選する可能性はないか？	・他者のアイデアや提案の無断流用を禁止する規定を会則に設けています。 ・自身の発言や提案が他者に発展的に活用される可能性があることをご理解の上、共創会議に参加ください。	
2.11	事業スキーム・事業者公募	まちづくりガイドラインは必ず順守しなければならないのか？	・まちづくりガイドラインは、事業者公募条件に位置付けるものです。 ・選定事業者がガイドランを守らない場合に、契約解除条項、違約金条項を発動します。	P.41
3.1	共創会議プログラム	基盤整備部会で集合形式の会議に加えて、個別サウンディングを実施する理由は？	・個別サウンディングは集合形式のオープンサウンディングと比較して、事業者のアイデアの秘匿性を確保しながら、効率的に意見聴取ができるメリットがあるため、必要に応じて実施します。 ・サウンディングの実施結果は、浪江町ホームページに公開します。	P.35,49
3.2	共創会議プログラム	基盤整備部会の参加者は、基盤整備工事の入札上の優遇措置等があるか？	・ありません。	
3.3	共創会議プログラム	コミュニティ部会で事業アイデアピッチを行うねらいは？	・当地の民間事業に活かしたいアイデアや技術、地域ニーズを持つ方が、共創パートナーの募集をアピールして個別事業ワーキングを立ち上げる契機とするためです。	P.54
3.4	共創会議プログラム	コミュニティ部会で事業アイデアピッチを行うにはどうすればよいか？	・浪江町市街地整備課へお気軽にご相談ください。	
3.5	共創会議プログラム	個別事業テーマのワーキングだけ共創会議会員限定とする理由は？	・具体的なプロジェクトチームの組成を目的としたワーキングであり、守秘義務の順守と議論の連続性を確保するためです。	P.36,54
3.6	共創会議プログラム	個別事業テーマのワーキングに参加したいがどうすればよいか？	・共創会議に入会していただければ、ワーキンググループの開催情報をメールでお知らせします。	
3.7	共創会議プログラム	町が主催する年数回のコミュニティ部会だけでは、個別事業テーマ別ワーキンググループの検討は進まないのではないか？	・R8年度からは、町主催の会議の場によらずにワーキングの単独開催を予定しています。 ・浪江町は共創推進アドバイザーと共にワーキングの伴走から自走へと支援します。	P.69
4.1	支援体制	個別事業テーマのワーキンググループを新たに立ち上げたいがどうすればよいか？また、ワーキンググループの運営にどんな支援があるか？	・浪江町市街地整備課へお気軽にご相談ください。 ・ワーキンググループの運営に関しては、浪江町共創推進アドバイザーの伴走支援や共創会議の関係機関、支援機関の各種サポートが受けられる他、浪江町が地元事業者とのマッチングや会議室貸出、広報活動の支援などを行います。	
4.2	支援体制	浪江町共創推進アドバイザーはどのような役割を担うのか？	・共創推進アドバイザーは町が委託し、当地においては、共創による民間事業の組成、具体化を図るため、主に事業提案者のメンタリングや事業者マッチングのサポート、個別事業ワーキンググループの伴走支援を担います。	P.56
4.3	支援体制	関係機関、支援機関のサポートを受けるにはどうしたらよいか？	・浪江町市街地整備課が窓口となって調整しますので、お気軽にご相談ください。 ・支援内容によっては有償となる場合があります。	P.54～68
4.4	支援体制	浪江町内を視察したいが案内してもらえるか？	・共創会議への参画を前提とした町内視察であれば、浪江町市街地整備課で対応可能です。 ・業務都合により日程の希望に添えない場合があります。	
4.5	支援体制	浪江町の地元事業者と接触したいが仲介してもらえるか？	・可能です。相手方の意向により実現しない場合もあります。	
4.6	支援体制	会員同士で打合せや会議を行いたいのですが、浪江町役場の会議室を貸してもらえるか？	・共創会議の活動に対しては、浪江町役場や町が管理する施設の会議室や備品をお貸しします。ただし、空き状況次第なので、希望に沿えないことがあります。	
4.7	支援体制	会議開催時以外にも会員同士でコミュニケーションする場やツールの設定が必要ではないか？	・Slackにて「浪江駅西側地区共創会議」のワークスペースを設置しました。 ・下記の招待リンクからワークスペースに参加してください。 https://join.slack.com/t/w1737071969-cfw212597/shared_invite/zt-2y9hygdq-d1wpR43DbsJybmvkHpLG8g	
4.8	支援体制	当地における民間事業の施設建設・運営に対してどのような公的支援があるか？	・現段階においては、国の企業立地補助金や、福島イノベーション・コスト構想関連をはじめとする福島県の創業・実用化支援のほか、浪江町の独自の支援、その他関係機関の支援メニューがあります。	
5.1	タウンセンター西街区整備	タウンセンター西街区とは何か？元々の浪江駅西側地区との違いはあるか？	・概要資料P.15のゾーン①、②を「タウンセンター西街区」と称し、浪江町市街地整備課が本事業を推進するエリアです。 ・これにゾーン③、浪江町産業振興課が所管する川添産業団地のエリアを加えた範囲を全体で「浪江駅西側地区」と呼びます。	P.15
5.2	タウンセンター西街区整備	タウンセンター西街区の基盤整備手法は？	・浪江町は、基盤整備手法を一団地の復興再生拠点市街地形成施設と想定し、関係機関と協議しています。	

	項目	Q	A	概要資料* 関連頁
5.3	タウンセンター西街区整備	タウンセンター西街区整備事業の事業化見通しはどのような状況か？	・現在は、事業財源確保に係る国等との協議、地権者や地域住民との対話による合意形成促進、事業の確度を高めるための各種の計画・設計、民間事業の具体化に向けた共創コミュニティ形成を行っている段階です。 ・浪江町は、R8年度秋の都市計画の都市計画決定、事業認可、用途地域変更などの完了を目指して関係機関との協議や地権者や地域住民との合意形成を進めています。	P.16
5.4	タウンセンター西街区整備	地権者への説明状況は？	・令和8年2月23日に地権者・住民説明会を開催したほか、個別訪問により合意形成を図っています。	
5.5	タウンセンター西街区整備	民間進出にあたり、町で高水準のインフラ、公共空間の基盤整備を行って欲しい。	・中長期的なまちづくりの観点から最適なインフラ整備を行いたいと考えていますが、国の交付金を活用して整備するため、整備水準は関係機関との協議によります。	
5.6	タウンセンター西街区整備	事業区域内に公共施設を新たに建設する予定はあるか？	・現段階ではありません。	
5.7	タウンセンター西街区整備	土地利用計画の「特定業務施設」、「特定公益施設」とは何か？	・福島復興再生特別措置法における用語です。どちらも本事業においては、道路や水路等の公共用地以外の宅地エリアを指します。	P.19
5.8	タウンセンター西街区整備	事業区域内にある既存の公共施設はどうするのか？	・既存の公共施設(ふれあい交流センター、ふれあい福祉センター、げんきパーク、ふれあいグラウンド)はそのまゝ活用し、外構や植栽等を再整備する予定です。 ・ふれあいグラウンドに関しては、以下のとおり指定管理を行っています。 指定管理者:株式会社サンアミニティ 指定管理期間:令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	P.19
5.9	タウンセンター西街区整備	用途地域を一部変更する理由は？	・民間開発を誘導するため、低層住居や事務所兼住宅に限定される第一種低層住居専用地域を、3,000㎡までの店舗等が建設可能な第一種住居地域に変更するものです。	P.27
5.10	タウンセンター西街区整備	基盤整備で水素インフラを導入する余地はあるか？	・なみえ水素タウン構想推進の観点から今後検討していきますが、国の交付金を活用して整備するため、関係機関との協議によります。	
5.11	タウンセンター西街区整備	電線の地中化は行うのか？	・良好な景観形成の観点から今後検討していきますが、国の交付金を活用して整備するため、関係機関との協議によります。	
5.12	タウンセンター西街区整備	エリアマネジメントを導入することは、負担金を払う進出企業にとってどんなメリットがあるのか？	例として以下のようなメリットが想定されます。 ・イベント実施による賑わい創出、エリアブランディング ・敷地清掃等の一括管理による維持管理の効率化 ・軽モビリティ導入による集客増 ・地区の防災機能や災害時の連携強化	P.46,47
5.12	タウンセンター西街区整備	エリアマネジメントの主体は浪江町役場か？	・役場とは別組織を想定しています。浪江町は土地所有者としてエリアマネジメントに関与します。 ・組織体の在り方は、まちづくりワーキングを中心に今後議論します。	P.46,47
5.12	タウンセンター西街区整備	広大なエリアを車以外で回遊する仕組みが必要でないか？	・現在、コミュニティ部会の「モビリティワーキンググループ」において、当地区に適する軽交通のあり方について検討が進められています。	P.38
5.12	タウンセンター西街区整備	新たなモビリティのためのインフラ(駐車ポート、充電インフラ等)を整備してはどうか？	・今後検討していきますが、国の交付金を活用して整備するため、関係機関との協議によります。	
5.13	タウンセンター西街区整備	エフレイ研究者等向けのラボや住宅は建設可能か？	・ラボ的な機能は、当地区外に町が整備する産官学連携施設や川添産業団地に誘導したいと考えています。 ・住宅に関しては、浪江駅西側地区整備計画のゾーニングで示しているとおり、住まう機能とサービス機能が融合した住宅(ケア付き住宅、サービスアパートメント等)を想定しており、一般的な住居は浪江駅周辺整備事業の公営・民間住宅、その他の民間開発の役割として考えています。	P.14
5.14	タウンセンター西街区整備	広大な事業区域でエリアとしての統一感、一体感や浪江町らしさをどのように確保していくのか？	・共創会議の話し合いで、まちづくりガイドライン(ビジョンブック)を定め、地区全体のコンセプトや建物のデザインコード、エリアマネジメントの取組を規定していきます。	P.41~45
5.15	タウンセンター西街区整備	駅周辺整備事業と同じように建築家のデザインを採用するのか？	・採用しません。まちづくりガイドライン(ビジョンブック)により、統一感のある景観形成を図ります。	P.41~45
5.16	タウンセンター西街区整備	タウンセンター西街区には具体的に、どのような業種の立地を想定しているのか？	・浪江駅西側地区整備計画のゾーニングで当地区に誘導する機能を例示しています。 ・基本的に、住民生活に密着する店舗、医療福祉施設等や余暇の充実、来訪者にとっても滞在価値の高い文化や多様な学びに資する施設などで、浪江駅東側に不足する機能を補完するものを想定しています。	P.14
5.17	タウンセンター西街区整備	調整池②がこれほど大きいのはなぜか？	・維持管理性の観点から自然流下方式で排水可能な調整池を計画しています。下流水路の計画高水路との関係で深さが制約される分、必要な調整容量を確保するために平面積が大きくなっています。 ・雨水が溜まっていない時には、調整池の底面をスポーツ等で多目的利用し、有効利用を図ります。	P.24,53
5.18	タウンセンター西街区整備	区画道路の幅員6mでは不十分ではないか？	・車道幅を6mとして計画しています。車道の両側(片側)道路外に3~5mの宅地内歩行者空間をシームレスに整備し、居心地がよく、歩いて楽しい空間を形成します。	P.20,22,50,51
5.19	タウンセンター西街区整備	調整池①以外に駐車場は設けないのか？	・今後検討していきます。	P.24
5.20	タウンセンター西街区整備	建物建設に当たり地盤改良が必要な場合は民間事業者が行うのか？	・町が行う基盤整備工事において、地盤強度が軟弱な箇所等については、建築敷地として一般的に求められる地盤強度を確保する予定です。 ・提案される建築物の構造や規模により、上記「一般的な強度」以上の地盤性能が必要となる場合の追加対策については、事業者様の判断・負担となりますことを予めご了承ください。	
6.1	周辺状況	まだまだ居住人口が少なく、商圏として成り立たないのではないかと？	・当地区は徐々に成長続けるまちづくりを掲げており、福島国際研究教育機構(F-REI)や町全体の進展とともに中長期的に更新され持続発展する地区を形成したいと考えています。 ・初期段階では、他地域での横展開を前提とした実験的な取組や、トレーラーハウス等のモジュール型施設を活用したスモールスタートなども想定されます。	P.46

	項目	Q	A	概要資料* 関連頁
6.2	周辺状況	浪江駅東側を中心に先行する駅周辺整備事業との役割分担はどのように考えているのか？	・タウンセンター西街区が福島国際研究教育機構(F-REI)と浪江駅を結び、東西自由通路を通じて中心市街地の新町通りまで人の流れを作ること考えています。 ・当地区には、浪江駅東側に不足する機能を補完する施設を誘導したいと考えています。	P.6
6.3	周辺状況	浪江駅西口のホテル建設計画はどうなっているか？	・事業者選定が終了し、令和10年度の開業予定に向けて計画が進められています。	
6.4	周辺状況	浪江町が進める川添産業団地や産官学連携施設との役割分担はどのように考えているのか？	・オフィスや研究所機能、工場的な生産施設は、産業団地や産官学連携施設に誘導したいと考えています。	
6.5	周辺状況	F-REI敷地の連携・交流ゾーンとタウンセンター西街区の連携はどのように考えているのか？	・F-REIでは、地元の方が気軽に立ち寄れる中央広場(仮称)やカフェ・食堂、店舗、保育所、イベントスペース等の整備が計画されています。(令和7年7月29日復興庁 第4回新産業創出等研究開発協議会資料) ・タウンセンター西街区では、浪江駅西口からF-REIまでの人の流れをつくるとともに、F-REIの知の交流や活動が当地区に染み出し相乗効果を生み出すようなまちづくりを目指しています。	P.9
6.6	周辺状況	福島国際研究教育機構(F-REI)の立地に伴う波及効果は？	<p>「国際教育研究拠点に関する最終とりまとめ-福島浜通り地域の復興・創生を目指して-」(令和2年6月8日福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議)において、以下のとおり試算されています。</p> <p><参考6></p> <p>国際教育研究拠点の人員規模について①(規模のイメージ)</p> <p>【1. 拠点の人員規模(イメージ)】</p> <p>➤ 研究員等 研究分野(5) × 研究室数(5) × 1研究室規模(約10人) = 約250人 ※1 研究室はグループ長、主任(上級)研究員、研究員、技術員、リサーチアシスタントで構成 ※2 1分野5研究室については第2回田所委員提出資料を参考</p> <p>➤ 大学生等 研究分野(5) × 研究室数(5) × 1研究室(約6人) = 約150人</p> <p>➤ 産学官連携・管理運営スタッフ = 約200人 ※産学官連携部門、管理部門、事務職員等 計 約600人</p> <p>【2. 浜通り地域のイノベーション関係機関全体の人員規模(イメージ)】</p> <p>➤ 国際教育研究拠点約600人 + 既存拠点[※]の人員約400人 = 約1,000人規模 ※既存拠点の人員はJAEA(量子国際共同研究センター-国際共同研究棟、複素連隔技術開発センター、大規模分析研究センター、福島環境安全センター)、福島ロボットスタジオ、福島火災エネルギー研究フィールド、福島県浜地区農業再生研究センター、福島県原子力災害伝承館、福島県環境放射線センターで構成</p> <p>【3. 地域への関連雇用波及効果(イメージ)】</p> <p>➤ 産学官連携により、拠点関連で約5,000人規模の雇用創出を目指す。 ➤ 加えて、イノベーション・コスト構想の具現化で更なる雇用創出を目指す。 (参考) 鶴岡市サイエンスパーク：拠点の人員規模約150人 → 地域雇用者数約550人 神戸区産業都市：拠点の人員規模約2,700人 → 地域雇用者数約11,000人</p>	